

広島県訓令
第三号
広島県公営企業管理規程

本庁
地方機関
労働委員会事務局
公営企業部本庁
公営企業部地方機関

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに関する訓令
を次のように定める。

平成十九年四月一日

広島県知事 藤田雄山
広島県公営企業管理者 中村博

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係職員の人事異動の取扱いに
関する訓令

この訓令の施行の際現に広島県事務吏員又は広島県技術吏員の職を占めている者は、別に
辞令を發せられない限り、広島県職員に名称変更する。

附則

この訓令は、公布の日から施行する。